

2027年3月決算の半期報告書の開示に関する留意事項

公認会計士 やまだ まさあき 山田 正顕

はじめに

本稿では、2027年3月決算の半期報告書の開示に関する留意事項について解説を行う。本稿が対象とする半期報告書は、連結財規第1編及び第3編により第一種中間連結財務諸表を作成している場合¹を想定している。

また、指定国際会計基準及び修正国際会計基準に関する記載については述べておらず、これらに基づく開示を行う会社においては、注意が必要である。

本稿で使用する半期報告書の記載事例は、公益財団法人 財務会計基準機構の作成した『半期報告書の作成要領』（2026年9月期提出用）を参考にしている。

なお、本稿で使用されている法令又は会計基準等の略語の正式名称については、末尾に掲載している。

2027年3月期の半期報告書作成に係る主な改正点

2027年3月期の半期報告書を作成するにあたり、新たに適用される法令及び会計基準等に関連する主な改正点を下表にまとめている。

なお、下表のページは、本稿におけるページ数を意味している。

1. 「令和8年開示府令等の一部改正府令」の適用に関する事項（サステナビリティ開示基準の適用等に関する事項）

項 目	ページ
第一部 企業情報	
第2 事業の状況	
1. 事業等のリスク	4
2. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	4
4. サステナビリティに関する考え方及び取組等に関する特記事項	5

2. 「令和8年開示府令等の一部改正府令」の適用に関する事項（重要な契約等に関する事項）

項 目	ページ
第一部 企業情報	
第2 事業の状況	
3. 重要な契約等	4

3. 「令和8年開示府令等の一部改正府令」の適用に関する事項（有価証券報告書の定時株主総会前提出に関する事項）

項 目	ページ
第一部 企業情報	
第3 提出会社の状況	
1. 株式等の状況	5
● 大株主の状況	5
● 議決権の状況	5
2. 役員の状況	5

4. 期中財務諸表に関する会計基準（期中会計基準等の適用）に関する事項

項 目	ページ
第一部 企業情報	
第4 経理の状況	
1. 中間連結財務諸表	
● 注記事項（会計方針の変更等）	8
● 注記事項（中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理）	8
● 注記事項（中間連結損益計算書関係）	8

¹ 第一種中間連結財務諸表を作成している場合には、第一種中間財務諸表の記載を要しないとされている（開示府令第18条第1項柱書）ため、本稿では第一種中間財務諸表について取り扱っていない。

5. 上場企業等が保有するベンチャーキャピタル（VC）ファンドの出資持分に係る会計上の取扱い（改正金融商品実務指針の適用）に関する事項

項 目	ページ
第一部 企業情報	
第4 経理の状況	
1. 中間連結財務諸表	
● 注記事項（会計方針の変更等）	8
● 注記事項（金融商品関係）	9

6. 新リース会計基準等を早期適用する場合の会計処理等に関する事項

項 目	ページ
第一部 企業情報	
第1 企業の概況	
1. 主要な経営指標等の推移	3
第4 経理の状況	
冒頭記載	6
1. 中間連結財務諸表	
● 注記事項（会計方針の変更等）	6
● 注記事項（金融商品関係）	9

上記の他に、2025年11月11日に非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱いを定めた実務対応報告第47号が、2026年2月27日に防衛特別法人税の会計処理及び開示に関する当面の取扱いを定めた実務対応報告第48号がそれぞれ公表されており、下記のとおり、2027年3月期の半期報告書において適用される。

会計基準等	適用時期等
実務対応報告第47号	2026年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。 ただし、公表日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から本実務対応報告を適用することができる。
実務対応報告第48号	2026年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。

2027年3月期の半期報告書作成に係る主な留意点

半期報告書作成に係る主な留意事項は以下のとおりである。

項 目	留 意 点	備 考
第一部 企業情報		
第1 企業の概況		
1 主要な経営指標等の推移	<p>新リース会計基準等は、2025年4月1日以後開始する年度の期首から適用することができることされており（新リース会計基準第58項ただし書き）、適用初年度においては、以下の方法が認められている。</p> <p>① 新たな会計方針を過去の期間のすべてに遡及適用する方法（以下「原則的な方法」という）（新リース適用指針第118項本文）</p> <p>② 経過措置として、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を適用初年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用する方法（以下「新リース適用指針118項ただし書きの方法」という）（新リース適用指針第118項ただし書き）</p> <p>新リース会計基準等を早期適用した場合、主要な経営指標等の推移の記載について、次の事項に留意が必要となる。</p> <p>① 原則的な方法に従い遡及適用を行った場合は、主要な経営指標等の推移の記載について、遡及適用の内容を反映しなければならない。また、遡及適用の内容を反映した場合は、その旨を注記しなければならない。</p> <p>② 新リース適用指針第118項ただし書きの方法を適用した場合、経過措置に重要性があるときは、会計方針の変更に関する注記と同様に、当該経過措置に係る記載を行うことになると考えられる。</p> <p>新リース会計基準等を早期適用する場合の記載事例は以下のとおりである。</p> <p>（作成要領12ページ）</p> <p>「[リースに関する会計基準]（2024年9月13日）等を当中間連結会計期間より早期適用している場合」</p>	記載上の注意(5) 開示ガイドライン5-12-2及び24の5-7

項 目	留 意 点	備 考
	<p>2. 「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）等を当中間連結会計期間の期首から適用しており、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっている。</p> <p>「リースに関する会計基準」（2024年9月13日）等を当中間連結会計期間より早期適用し、「リースに関する会計基準の適用指針」（2024年9月13日）第118項ただし書きを適用し、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等を変更していない場合]</p> <p>2. 「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）等を当中間連結会計期間の期首から適用しており、当中間連結会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっている。</p>	
第2 事業の状況		
<p>1 事業等のリスク</p> <p>2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析</p>	<p>令和8年開示府令等の一部改訂府令による本項目の適用時期は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2028年4月1日以後に開始する事業年度に係る半期報告書（2026年3月31日以後に終了する事業年度の末日を基準とした平均時価総額が3兆円以上である会社は、2027年4月1日以後に開始する事業年度に係る半期報告書） ただし、施行日（2026年2月20日）以後に提出される半期報告書から適用することができる。 <p>〔令和8年開示府令等の一部改訂府令〕</p> <p>「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「1 事業等のリスク」、「2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」及び「4 サステナビリティに関する考え方及び取組等に関する特記事項」に将来に関する事項を記載する場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、将来に関する事項が含まれる箇所を特定した上で、一定程度、集約して記載することができる。</p> <p>(a) 将来に関する事項が含まれる旨及び当該事項は当中間連結会計期間の末日現在において判断したものである旨</p> <p>(b) 将来に関する事項に係る記載内容が事後的に異なるものとなる可能性がある場合には、その旨及びその要因</p> <p>(c) 将来に関する事項を記載するに当たり前提とされた事実及び仮定並びに推論過程</p> <p>(d) 情報の入手経路の確認を含む将来に関する事項の適切性を検討し、評価するための社内の手続（将来に関する事項の開示に対し責任を有する機関又は個人について、その名称又は役職名及び役割を含む。）</p>	<p>令和8年開示府令等の一部改訂府令 記載上の注意(1)h</p>
3 重要な契約等	<p>令和8年開示府令等の一部改訂府令により開示府令が改正されている。改正の概要は以下のとおりであり、連結子会社間で締結したローン契約又は発行した社債が記載対象から除かれている。2026年3月期の有価証券報告書において既に適用されている開示に関連した事項である。</p> <p>（ローン契約と社債に付される財務上の特約）</p> <p>当中間連結会計期間において、半期報告書の提出会社又はその連結子会社が財務上の特約が付されたローン契約の締結（既に締結している金銭消費貸借契約に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）又は財務上の特約が付された社債の発行をした場合（既に発行している社債に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）において、これらの財務上の特約が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のあるものであるときは、当該ローン契約又は社債の概要、財務上の特約の内容及び財務上の特約が付された年月日を開示する。</p> <p>ただし、以下のローン契約及び社債は除かれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 提出会社が連結子会社との間又は連結子会社が提出会社若しくは他の連結子会社との間で締結したローン契約 提出会社が連結子会社に対して、又は連結子会社が提出会社若しくは他の連結子会社に対して発行した社債 	<p>令和8年開示府令等の一部改訂府令 記載上の注意(9)</p>

項 目	留 意 点	備 考
	<p>なお、2026年4月1日前に開始する事業年度に係る半期報告書については、令和5年開示府令等の一部改正府令の施行（2024年4月1日）前に締結された契約等について、記載を省略する旨を記載することができるとされていたが、2026年4月1日以後に開始する年度に係る半期報告書においては、施行前に締結された契約等についても開示することとなる。</p>	<p>令和5年開示府令等の一部改正府令附則第3条第5項及び第6項並びに令和6年開示府令等の一部改正府令附則第5条第4項</p>
4 サステナビリティに関する考え方及び取組等に関する特記事項	<p>〔令和8年開示府令等の一部改正府令〕</p> <p>「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「1 事業等のリスク」、「2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」と同様に、将来に関する事項を記載する場合には、記載上の注意(1)h(a)から(d)に記載の事項を記載する（「1 事業等のリスク」、「2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の留意事項参照）。</p> <p>前事業年度に係る有価証券報告書の「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「2 サステナビリティに関する考え方及び取組」その他の項目において見積りの方法により算定した数値を記載している場合であって、当中間連結会計期間中に当該数値に係る確定値が判明し、当該数値と当該確定値との間に差異があるときは、当該差異の状況及び当該差異が生じた理由を記載することができる。</p> <p>なお、この項目に記載する事項がない場合には、項目名を含め記載を要しない。</p>	<p>令和8年開示府令等の一部改正府令 記載上の注意（9-2）</p>
第3 提出会社の状況		
1 株式等の状況 (5) 大株主の状況	<p>総会前開示を進めるに当たっては、議決権行使に係る基準日を後倒しした上で、株主総会開催日を後倒しすることが有効な方策であると考えられるが、その場合、併せて、剰余金配当の基準日や中間配当の基準日の後倒しを企図する会社が存在することも考えられる。このため、半期報告書における「大株主の状況」及び「議決権の状況」について、中間配当に係る基準日時点で記載することを可能とすることを意図して、令和8年開示府令等の一部改正府令において改正されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 提出会社が当中間会計期間の末日後半期報告書の提出日までの間のいずれかの日を中間配当に係る基準日として定めた場合には、当該基準日現在の「大株主の状況」について記載する。 ただし、これにより難しい場合にあっては、当中間会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載する。 <p>信託銀行の信託業務に係る株式数を中間配当に係る基準日又は当中間会計期間末現在で確認できない場合の記載例は以下のとおりである。 (作成要領78ページ)</p> <p>(注) ○年○月○日現在における、○○信託銀行株式会社の信託業務に係る株式数については、当社として把握することができない。</p>	<p>令和8年開示府令等の一部改正府令 記載上の注意(15)a (パブコメ（サステナ等）No.198)</p>
(6) 議決権の状況	<p>大株主の状況と同様の趣旨で令和8年開示府令等の一部改正府令において改正されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 提出会社が当中間会計期間の末日後半期報告書の提出日までの間のいずれかの日を中間配当に係る基準日として定めた場合には、当該基準日現在の「議決権の状況」について記載する。 ただし、これにより難しい場合にあっては、当中間会計期間の末日現在の「議決権の状況」について記載する。 	<p>令和8年開示府令等の一部改正府令 記載上の注意(16)a</p>
2 役員の状況	<p>令和8年開示府令等の一部改正府令により、2026年3月31日以後に終了する年度に係る有価証券報告書については、会社の開示負担を軽減し、定時株主総会前の有価証券報告書の開示を促進する観点から、有価証券報告書を定時株主総会前に提出する場合における定時株主総会又は取締役会の決議事項の概要の記載が、「有価証券報告書に記載した事項及びそれらの事項に関するもの」から、「自己株式の取得及び剰余金の配当に関する事項」に変更されている。</p> <p>当該改正により、前事業年度の有価証券報告書を定時株主総会前に提出する場合に、当該有価証券報告書の役員の状況において、提出日現在の状況のみを記載している会社と、当該定時株主総会又は取締役会での決議事項である「役</p>	<p>令和8年開示府令等の一部改正府令 記載上の注意(17)a パブコメ（サステナ等）No.184～187</p>

項 目	留 意 点	備 考
	<p>員の改選」、「代表取締役の異動」及び「役員の役職の変更」等に関する事項を任意で記載している会社があると考えられる。</p> <p>半期報告書では、前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間会計期間において役員に異動があった場合に記載することとされている。このため、前事業年度の有価証券報告書を定時株主総会前に提出した場合には、当該有価証券報告書の記載状況を踏まえ、以下のとおり記載することが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前事業年度の有価証券報告書の役員の状況において提出日現在の状況のみを記載した場合に、定時株主総会又はその直後に開催される取締役会を経て役員の異動が生じたときは、半期報告書において記載することになると考えられる。 ・前事業年度の有価証券報告書に当該定時株主総会又は取締役会での決議事項である「役員の改選」、「代表取締役の異動」及び「役員の役職の変更」等に関する事項を任意で記載した場合に、その者が予定通り選任されたときは、半期報告書において、前事業年度の有価証券報告書の提出日後に行われた役員の異動として記載することは不要であると考えられる。 	
第4 経理の状況		
冒頭記載	<p>新リース会計基準等を早期適用する場合、経理の状況の冒頭に連結財規等の附則に基づいている旨の記載をすることが望ましいと考えられる（作成要領91ページ 作成にあたってのポイント④）。</p> <p>新リース会計基準等を早期適用する場合の記載事例は以下のとおりである。</p> <p>（作成要領86ページ）</p> <div> <p>1. 中間連結財務諸表の作成方法について</p> <p>当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成している。</p> <p>なお、当中間連結会計期間（〇年4月1日から〇年9月30日まで）は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令」（令和7年3月24日内閣府令第20号）附則第3条第1項ただし書き及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（令和7年8月22日内閣府令第75号）附則第5条第1項ただし書きにより、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成している。</p> <p>また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成している。</p> </div>	記載上の注意(18)
1 中間連結財務諸表	<p>新リース会計基準等を早期適用する場合で、新リース適用指針第118項ただし書きの方法を適用する借手は、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法による組替えを行わない。</p>	新リース適用指針第136項
注記事項 （会計方針の変更等） 新リース会計基準の早期適用	<p>新リース会計基準等を早期適用するには、原則的な方法と新リース適用指針118項ただし書きの方法が認められている。また、実務上の負担を軽減するための経過措置が設けられている。これらの経過措置を適用する場合において、重要性があるときは、当該経過措置に係る記載を行うことになると考えられる。</p> <p>新リース会計基準等を早期適用する場合で、原則的な方法の記載事例は以下のとおりである。</p> <p>記載事例の前提</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸手としてのリースはリース適用指針第71項(1)における「製造又は販売を事業とする貸手が当該事業の一環で行うリース」である。 <p>（作成要領134ページ）</p> <div> <p>（会計方針の変更）</p> <p>「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日。以</p> </div>	<p>連結財規第102条 財規第131条 連結財規ガイドライン102 財規ガイドライン131</p>

項 目	留 意 点	備 考
	<p>下「リース会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用している。リース会計基準等の適用に伴い、原則として、借手のすべてのリースについてリース開始日に使用権資産及びリース負債を計上することとした。また、(会計方針の変更の具体的な内容)。貸手のリースのうちファイナンス・リースについては、リース開始日に貸手のリース料から利息相当額を控除した金額で売上高を計上し、利息相当額を各期の収益として計上することとし、オペレーティング・リースについては、(会計方針の変更の具体的な内容)。これらの会計方針の変更は遡及適用され、前中間連結会計期間及び前連結会計年度については遡及適用後の中間連結財務諸表及び連結財務諸表となっている。</p> <p>この結果、遡及適用を行う前と比べて、前中間連結会計期間の売上高はXXX百万円減少し、売上原価はXXX百万円減少し、販売費及び一般管理費はXXX百万円減少し、営業利益はXXX百万円増加し、経常利益及び税金等調整前中間純利益がそれぞれXXX百万円減少している。また、前連結会計年度の有形固定資産はXXX百万円増加し、無形固定資産の「その他」はXXX百万円増加し、流動負債の「その他」はXXX百万円増加し、固定負債の「その他」はXXX百万円増加している。さらに、前連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより前連結会計年度の利益剰余金の期首残高はXXX百万円減少している。</p> <p>また、新リース会計基準等を早期適用する場合で、新リース適用指針118項ただし書きの方法の記載事例は以下のとおりである。</p> <p>記載事例の前提</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸手としてのリースはリース適用指針第71項(1)における「製造又は販売を事業とする貸手が当該事業の一環で行うリース」である。 <p>以下の経過措置を適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース適用指針第119項(1)に従って、適用初年度の前連結会計年度の期末日において「リース取引に関する会計基準」(2007年3月30日。以下「企業会計基準第13号」という。)を適用しているリース取引については、契約にリースが含まれているか否かを判断することを行わないこと ・リース適用指針第119項(2)に従って、適用初年度の期首時点で存在する企業会計基準第13号を適用していない契約については、適用初年度の期首時点で存在する事実及び状況に基づいて契約にリースが含まれているか否かを判断すること <p>(作成要領136ページ、138ページ及び140ページを基に筆者作成)</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日。以下「リース会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用している。リース会計基準等の適用に伴い、原則として、借手のすべてのリースについてリース開始日に使用権資産及びリース負債を計上することとした。また、(会計方針の変更の具体的な内容)。貸手のリースのうちファイナンス・リースについては、リース開始日に貸手のリース料から利息相当額を控除した金額で売上高を計上し、利息相当額を各期の収益として計上することとし、オペレーティング・リースについては、(会計方針の変更の具体的な内容)。</p> <p>(1) 借手及び貸手</p> <p>リース会計基準等の適用については、「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日。以下「リース適用指針」という。)第118項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当中間連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用している。当該経過的な取扱いの適用にあたって、リース適用指針第119項(1)及び(2)に定める方法を適用し、前連結会計年度の期末日において「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日。以下「企業会計基準第13号」という。)を適用しているリース取引については契約にリースが含まれているか否かを判断することを行わずにリース会計基準等を適用し、当中間連結会計期間の期首時点で存在する企業会計基準第13号を適用していない契約については当中間連結</p>	

項 目	留 意 点	備 考
	<p>会計期間の期首時点で存在する事実及び状況に基づいて契約にリースが含まれているか否かを判断している。</p> <p>(2) 借手 借手のリースについては、(1)に加えて、以下の経過的な取扱いを適用している。 (略) また、リース適用指針第136項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度及び前中間連結会計期間について新たな表示方法による組替えを行っていない。 (略)</p> <p>(3) 貸手 貸手のリースについては、(1)に加えて、以下の経過的な取扱いを適用している。 (略) この結果、当中間連結会計期間の売上高がXXX百万円減少し、売上原価はXXX百万円減少し、営業利益はXXX百万円減少し、経常利益及び税金等調整前中間純利益がそれぞれXXX百万円減少している。</p>	
注記事項 (会計方針の変更等) 期中会計基準等の適用	<p>期中会計基準等は、中間会計基準等と四半期会計基準等を統合しているため、期中会計基準等において個別に検討を行った取扱いを除き、基本的に中間会計基準等と四半期会計基準等の定め及び考え方を引き継いでおり、期中会計基準等の適用後も基本的に従前の取扱いを踏襲することになると考えられるとされている。</p> <p>ただし、個別に検討を行った取扱いのうち、有価証券の減損処理及び棚卸資産の簿価切下げに係る方法については、期中洗替え法が原則とされたことに伴い、従来切放し法を適用していた会社が期中適用指針の適用時に期中洗替え法に変更する場合には、会計方針の変更に該当すると考えられるとされている。当該場合には、会計方針の変更において注記することになると考えられる。</p> <p>しかしながら、有価証券の減損処理及び棚卸資産の簿価切下げに係る方法として期中適用指針の適用前から中間適用指針及び四半期適用指針に基づき切放し法を適用していた場合には、継続して切放し法を適用することができるとしているため、会計方針の変更が行われる場合は限定的であると考えられるとされている。</p> <p>なお、期中洗替え法が原則とされたことに伴い、従来切放し法を適用していた会社が期中適用指針の適用時に期中洗替え法に変更する場合には、遡及適用が認められていない点に留意が必要となる。</p>	連結財規第102条 財規第131条 連結財規ガイドライン102 財規ガイドライン131 期中会計基準BC45項 期中適用指針第73項
注記事項 (会計方針の変更等) 改正金融商品実務指針の適用	<p>改正金融商品実務指針を適用する場合には、会計方針の変更において注記することになると考えられる（作成要領145ページ 作成に当たってのポイント⑥）。</p>	連結財規第102条 財規第131条 連結財規ガイドライン102 財規ガイドライン131
注記事項 (中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)	<p>期中特有の会計処理は選択することのできる条件を満たした場合であっても、必ずしもこれを採用しなければならないことはなく、継続適用を条件として年度決算と同様の方法と期中特有の会計処理とのいずれかを選択して適用することができる。したがって、期中特有の会計処理として認められている方法はいずれも会計方針と考えられ、それを変更した場合には会計方針の変更に該当する。</p> <p>なお、期中特有の会計処理のうち、「原価差異の繰延処理」については、一定の条件を満たさなくなった場合には選択することができないとされているため、従来これらの方法を採用していたが、一定の条件を満たさなくなったことにより年度と同様の方法に変更した場合には、会計方針の変更に該当しないと考えられる（作成要領149ページ 作成に当たってのポイント②）。</p>	連結財規第107条 連結財規ガイドライン107
注記事項 (中間連結損益)	<p>期中適用指針の適用にあたり、有価証券の減損処理又は棚卸資産の帳簿価額の切下げの方法として、期中切放し法を適用している場合には、その旨を注記</p>	連結財規第175条の2

項 目	留 意 点	備 考
計算書関係)	<p>する。</p> <p>期中適用指針の適用にあたり、有価証券の減損処理の方法として、切放し法を適用している場合の記載事例は以下のとおりである。</p> <p>(作成要領158ページ)</p> <p>当社グループは、当中間連結会計期間に係る有価証券の減損処理の方法として、切放し法を適用している。</p>	期中適用指針第4項及び第7項
注記事項 (金融商品関係) 改正金融商品実務指針の適用	<p>金融商品については、当該金融商品に関する中間連結貸借対照表の科目ごとに、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、中間連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、中間連結貸借対照表の科目ごとの中間連結貸借対照表日における中間連結貸借対照表計上額、時価及び当該中間連結貸借対照表計上額と当該時価との差額を注記しなければならない。ただし、当該中間連結貸借対照表計上額と時価との差額及び前連結会計年度に係る連結貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。</p> <p>中間連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。以下「組合等」という。)への出資については、中間連結貸借対照表計上額、時価及び当該中間連結貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載を要しない。この場合には、その旨及び当該出資の中間連結貸借対照表計上額の合計額を注記しなければならない。</p> <p>ただし、改正金融商品実務指針第132-2項の定めを適用し、組合等の構成資産に含まれる全ての市場価格のない株式について時価をもって評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とする取扱いを行っている場合には、その旨、当該取扱いを行う組合等の選択に関する方針及び当該取扱いを行っている組合等への出資の中間連結貸借対照表計上額の合計額を併せて注記する。</p>	連結財規第111条 改正金融商品実務指針第132-5項
注記事項 (金融商品関係) 新リース会計基準の早期適用	<p>新リース会計基準等を早期適用する場合、リース負債については、金融商品の時価等に関する注記の対象外となる。</p>	連結財規第111条

以 上

※本稿で使用されている法令又は会計基準等の正式名称

凡 例	
開示府令	企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号)(最終改正令和8年6月24日内閣府令第57号)
開示ガイドライン	企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)(令和8年4月金融庁企画市場局)
記載上の注意	開示府令第四号の三様式(記載上の注意)
連結財規	連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)(最終改正令和8年8月5日内閣府令第70号)
連結財規ガイドライン	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について(連結財務諸表規則ガイドライン)(令和8年3月金融庁企画市場局)
財規	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)(最終改正令和8年8月5日内閣府令第70号)
財規ガイドライン	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について(財務諸表等規則ガイドライン)(令和8年3月金融庁企画市場局)
令和5年開示府令等の一部改正府令	企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(令和5年内閣府令第81号)

凡 例	
令和6年開示府令等の一部改訂府令	企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第29号）
令和8年開示府令等の一部改訂府令	企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和8年内閣府令第5号）
パブコメ（サステナ等）	「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（案）等に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（2026年2月20日公表）
新リース会計基準等	新リース会計基準及び新リース適用指針
新リース会計基準	企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」（2024年9月13日企業会計基準委員会）
新リース適用指針	企業会計基準適用指針第33号「リースに関する会計基準の適用指針」（2024年9月13日企業会計基準委員会）
期中会計基準等	期中会計基準及び期中適用指針
期中会計基準	企業会計基準第37号「期中財務諸表に関する会計基準」（改正2026年1月9日企業会計基準委員会）
期中適用指針	企業会計基準適用指針第34号「期中財務諸表に関する会計基準の適用指針」（改正2026年1月9日企業会計基準委員会）
中間会計基準等	企業会計基準第33号「中間財務諸表に関する会計基準」（2024年3月22日企業会計基準委員会）及び中間適用指針
中間適用指針	企業会計基準適用指針第32号「中間財務諸表に関する会計基準の適用指針」（2024年3月22日企業会計基準委員会）
四半期会計基準等	企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」（最終改正2020年3月31日企業会計基準委員会）及び四半期適用指針
四半期適用指針	企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（最終改正2020年3月31日企業会計基準委員会）
実務対応報告第47号	実務対応報告第47号「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い」（2025年11月11日企業会計基準委員会）
実務対応報告第48号	実務対応報告第48号「防衛特別法人税の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」（2026年2月27日企業会計基準委員会）
改正金融商品実務指針	移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」（改正2025年3月11日企業会計基準委員会）
作成要領	公益財団法人 財務会計基準機構『半期報告書の作成要領』（2026年9月期提出用）